

令和 3 年

第 2 回 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

令和 3 年 3 月 24 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和3年第2回教育委員会臨時会

- 1 開催日時 令和3年3月24日(水) 午後5時00分 開会  
午後5時55分 閉会
- 2 開催場所 水戸市役所 3階 教育委員会室
- 3 出席者 教育長 志田晴美  
委員 東小川昌夫(教育長職務代理者)  
委員 富田教代  
委員 篠崎和則
- 4 欠席者 委員 丸山陽子
- 5 説明のため出席した職員の職、氏名  
教育部長 増子孝伸  
総合教育研究所長 春原孝政  
参事兼教育企画課長 三宅修  
参事兼幼児教育課長 鈴木功  
中央図書館長 松本崇  
総合教育研究所副所長 湯澤康一
- 6 傍聴人 なし
- 7 本日の日程
  - (1) 議事  
議案第6号 令和3年度水戸市教育行政方針について【公開】  
議案第7号 水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則【公開】  
議案第8号 水戸市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程【公開】  
議案第9号 水戸市教育委員会自動車管理規程の一部を改正する規程【公開】  
議案第10号 水戸市教育委員会規則等で定める文書の押印の取扱いに関する規則【公開】  
議案第11号 水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則【公開】  
議案第12号 水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則【公開】  
議案第13号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則【公開】  
議案第14号 水戸市立幼稚園処務規程【公開】  
議案第15号 水戸市立幼稚園型認定こども園処務規程【公開】  
議案第16号 水戸市立幼保連携型認定こども園処務規程【公開】  
議案第17号 水戸市総合教育研究所条例施行規則等の一部を改正する規則【公開】  
議案第18号 水戸市教育委員会職員の人事について【非公開】
  - (2) 協議
    - ① 水戸市子ども読書活動推進計画(第2次)(案)について【非公開】

## 8 会議の概要

午後5時00分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和3年第2回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、丸山委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第18号及び協議(1)につきましては、非公開の取り扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

なお、議案第18号は人事案件でございますので、日程を変更し、本日の最後に審議いたしますとともに、関係職員のみのお出席となりますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議案第6号 令和3年度水戸市教育行政方針について、説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、資料1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第6号につきましては、令和3年度水戸市教育行政方針について、別紙のとおり決定することをお諮りするものでございます。

教育行政方針の各施策につきましては、市の3か年実施計画や令和3年度当初予算等との整合を図るように内容を見直し、これまで第2回及び第3回教育委員会定例会と前回の第1回臨時会において、いただきました御意見等を踏まえて、令和3年度に取り組むべき施策としてまとめたものでございます。

これまでの協議において、修正点等を示した網掛けやアンダーラインを外し、議案として提出しておりますが、前回から修正した点が1点ございます。

15ページをお開き願います。

ページの真ん中より少し下のあたり、(2)問題行動の早期発見と非行防止の(イ)でございますが、前回の御指摘を踏まえまして、電話、来所の次に「等」を加えております。

また、5ページをお開き願います。

基本目標5、1の社会変化に対応した教育の推進の文中、オール・イン・イングリッシュによる英会話授業についてでございますが、これにつきましては、今回の市議会定例会での市長説明要旨におきましても、未来への投資プロジェクトの事業の一つとして、オール・イン・イングリッシュによる英会話授業を挙げていること、また、次に続く文章の英語指導助手の活用による国際理解教育とともに、推進に努めるとしていることから、修正をしないことといたしました。

なお、教育行政方針は、議決いただきました後、水戸市ホームページにおいて広く周知するとともに、学校長会等の機会を活用し、各学校の教職員に対しても、周知が図れるよう努めてまいります。

また、計画する事務事業を着実に達成できるよう、進行管理を的確に行ってまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第6号について採決いたします。  
議案第6号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第6号は可決しました。

次に、議案第7号 水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則及び議案第8号 水戸市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程についてでございますが、これらの議案は関連がございますので、議案第7号及び議案第8号は一括して審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、三宅参事兼教育企画課長、説明願います。

○三宅参事兼教育企画課長 議案第7号及び議案第8号の規則、規程の一部改正議案につきまして一括して御説明をいたします。

これらの規則、規程の改定の主な理由は、行政組織の見直しによるものでございます。

別にお配りしておりますA4横の規則・規程改正参考資料を御覧ください。

令和3年度の教育委員会に関する組織見直しについて、御説明をいたします。

初めに、1ページの幼児教育課ですが、市立幼稚園の再編方針を踏まえ、石川幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行するとともに、飯富幼稚園及び稲荷第二幼稚園を廃止するものです。

これによりまして、幼稚園は16園から13園に3園減少し、新たに幼稚園型認定こども園1園が開設となります。

次に、学校施設課につきましては、長寿命化工事等の推進体制の強化を図るため、事業係を新たに設置するとともに、これまでの施設係は、日常的な維持管理及び施設設備の補修や更新等をより機能的に行うなど、学校施設の老朽化対策に向けた体制を強化するものでございます。

次に、歴史文化財課につきましては、これまで係を設置していなかった埋蔵文化財センターに調査係を設置し、より効率的な事務執行体制を整備することで書類審査等の迅速化を図るものでございます。

ページを返して、2ページをお開き願います。

放課後児童課につきましては、全ての開放学級と放課後子ども教室を民間委託することに伴い、支援員の任用や給与の支払い等の人事管理業務などがなくなるため、開放学級係を廃止し、管理係に統合するものでございます。

次に、総合教育研究所につきましては、新たに課の組織となる教育研究課を設け、副所長を課長とすることで、事務の効率化及び管理体制の強化を図るものでございます。

また、新たに情報教育係を設け、これまで学校施設課と総合教育研究所に分かれていた学校ICT関係事務を一元化し、円滑な情報教育の推進を図るものでございます。

それでは、資料にお戻りいただき、19ページの議案第7号をお開き願います。

水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきましては、ただいま御説明いたしました行政組織の見直しのうち、教育委員会事務局内の組織について組織名や事務分掌を改正するものでございます。

詳細につきましては、20ページから22ページの新旧対照表を後ほどお目通しいただきたいと思

ます。

次に、23ページをお開き願います。

議案第8号 水戸市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程につきましても、組織見直しに関する改正でございます。

この規程で、事務決裁規程のほか、事務専決規程、文書取扱規程及び水戸市立学校財務規程の改正を行っております。

26ページからの新旧対照表で御説明をいたします。

初めに、事務決裁規程の改正でございますが、総合教育研究所に教育研究課を設置することに伴う改正が主になっております。

特に大きな改正といたしまして、27ページの一般事項の事務決裁区分を定めた別表第1の専決者欄において、副所長が教育研究課長となるため、「副所長又は」を削除いたします。

これまで、総合教育研究所副所長は、課長職であっても、事務決裁上は課長補佐の取扱いでございました。この改正により、ほかの課長と同様、財務事務や人事管理等各課共通の一般事務について、課長専決できる事務が大幅に増えることで事務の効率化が図れることとなります。

また、総合教育研究所固有の事務決裁につきましては、31ページに記載のように、別表3を新たに設け、学校教育に係る指導や教科書採択、教職員研修等に関する事務については、従前どおり所長専決とするものでございます。

次に、33ページをお開き願います。

事務専決規程の改正につきましては、事務決裁規程の改正に伴う引用部分の文言の整理でございます。

ページを返して、34ページを御覧願います。

文書取扱規程の改正につきましては、第2条第5号の改正は、先ほど、事務組織規則の改正で、組織規則第2条第4項において、埋蔵文化財センターに調査係を置く規程を設けたことに伴う文言の整理でございます。

そのほかの改正内容につきましては、総合教育研究所に教育研究課を置くことに伴う改正などがございます。

次に、37ページを御覧願います。

水戸市立学校財務規程の改正につきましては、幼稚園型認定こども園を新たに設置することに伴い、所要の追加を行うものでございます。

なお、以上説明いたしました2つの議案の規則及び規程の施行につきましては、いずれも令和3年4月1日とするものでございます。

詳細につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は、以上でございます。

**○志田教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

東小川委員。

**○東小川委員** 資料には令和2年度の職員定数が示されているのですが、組織の見直しに伴い、人数の増減はあるのでしょうか。

**○志田教育長** 三宅参事兼教育企画課長。

**○三宅参事兼教育企画課長** 現行欄に合計の記載がございます。改正後、学校施設課、歴史文化財課については変更はございません。

放課後児童課については、2名減の5名になります。

教育研究課を含めた総合教育研究所ですが、こちらは2名増の20名になります。

幼児教育課につきましては、廃止する幼稚園分が減り、幼稚園型認定こども園で従来の石川幼稚園分が1名増えております。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 総合教育研究所の2名増というのは、指導主事が2名増えるのでしょうか。それとも行政職が増えるのでしょうか。

○志田教育長 三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 指導主事が1名増、行政職が1名増となります。

資料中の幼児教育課でございますが、幼稚園、保育所、認定こども園、それぞれに増減がございまして、合計しますと、マイナス5の減になっております。

幼児教育課本課につきましては、定数の変更はございません。

○志田教育長 幼児教育課の場合、合計の181名から5を引くのですか。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 そうです。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第7号及び議案第8号について採決をいたします。

議案第7号及び議案第8号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第7号及び議案第8号は可決いたしました。

次に、議案第9号 水戸市教育委員会自動車管理規程の一部を改正する規程について説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、39ページをお開き願います。

議案第9号 水戸市教育委員会自動車管理規程の一部を改正する規程につきまして、御説明をいたします。

40ページの新旧対照表を御覧願います。

改正内容につきましては、今回、事務決裁規程等の改正を行う中で、過去の事務決裁規程改正時における引用条項のずれがこの規程において改正されていないことが判明しましたので、所要の改正を行ったものでございます。

なお、施行期日は、公布の日からとするものでございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第9号について採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第9号は可決しました。

次に、議案第10号 水戸市教育委員会規則等で定める文書の押印の取扱いに関する規則について、

説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

**○三宅参事兼教育企画課長** 続きまして、41ページを御覧願います。

議案第10号 水戸市教育委員会規則等で定める文書の押印の取扱いに関する規則について、御説明いたします。

行政手続における押印等の見直しについては、昨年7月に、総務省から各地方公共団体に対し、新型コロナウイルス感染症への対応としてのテレワーク推進やデジタル時代へ向けた規制、制度の見直しの一環として、押印等を積極的に見直すこと、また、その際の留意事項が示され、12月には内閣府から地方公共団体における押印見直しマニュアルが示されております。

これを受けまして、本市でも、この3月に行政手続における押印見直し基準を定め、行政手続の市民負担の軽減及び行政手続のオンライン化を見据えた環境整備を図ることといたしました。

基準では、これまで認め印を押印していた手続については、本人確認手段として効果が大きくないということから、押印は原則廃止するほか、押印に代わる本人確認の手段として、署名に代え、事前に本人確認をしたEメールアドレスからの手続を認めるなど、具体的な見直しの基準を定めております。

議案第10号の規則につきましては、押印の見直しについて、市長部局で定める規則と同様の規則を定めるもので、第2条に規定してありますように、「規則等の規定により押印することとされている文書のうち、水戸市教育委員会が適当と認めるものについては、当該規則等の規定にかかわらず、押印を省略することができる。」とするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からといたします。

なお、当面はこの規則を根拠に押印を省略いたしますが、個別の規則等の改正につきましては、押印以外の規定の改正にあわせて随時改正することとしております。

説明は、以上でございます。

**○志田教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** ないようでございますので、議案第10号について採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** 御異議なしと認め、よって、議案第10号は可決しました。

次に、議案第11号 水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則、議案第12号 水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則及び議案第13号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則についてでございますが、これらの議案は関連がございますので、議案第11号から議案第13号までは一括して審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、鈴木参事兼幼児教育課長、説明願います。

**○鈴木参事兼幼児教育課長** それでは、資料43ページをお開きください。

議案第11号 水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則について、御説明いたします。

制定の趣旨でございますが、令和3年4月から、水戸市立幼稚園型認定こども園が設置されることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項及び就学前の子どもに関する教

育、保育等の総合的な提供に関する法律の規定に基づきまして、水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、第1条として趣旨を、第2条として休園日等を、第3条として教育を行う時間を、第4条として預かり保育について規定をいたします。

次に、44ページをお開きください。

第5条として子育て支援事業を、第6条として事務処理について規定しますとともに、その他といたしまして、この規則に定めるもののほか、認定こども園の管理及び運営に関する事項につきましては、水戸市立幼稚園管理規則の例によるものといたします。

施行期日につきましては、令和3年4月1日からといたします。

また、付則でございますが、水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則の制定により影響がございます、水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則及び水戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則につきましても文言の整理を行うものでございます。

47ページと48ページは、それぞれの新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、議案第12号 水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

資料の49ページをお開きください。

改正の理由でございますが、先ほど御説明いたしました水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則及び水戸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則と整合を図るため、改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、50ページからの新旧対照表で御説明いたします。

50ページをお開きください。

新旧対照表、右欄の一番上の欄でございますが、第1条の2、教育時間でございますが、幼稚園型認定こども園管理規則におきまして、教育を行う時間を規定したことから、幼稚園管理規則におきましても、改めて教育時間を規定いたします。

第2条として、入園の資格について、市外居住の幼児も、教育委員会が特別な理由があると認めるときには、入園を認めることといたします。

続いて、51ページ中段下のほうでございますが、第12条の2、事務処理につきまして、新たに規定をいたします。

そのほかは、学校管理規則に準用する部分について、読み替える規定や文言の整理を行うものでございますので、後ほどお目通しを願います。

施行期日につきましては、公布の日からといたします。ただし、第12条の改正規定及び付則の経過措置に関する規定につきましては、令和3年4月1日からといたします。

次に、議案第13号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明をいたします。

資料の53ページをお開きください。

改正の理由でございますが、こちらにつきましても、水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則及び水戸市立幼稚園管理規則と整合を図るため、改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、62ページからの新旧対照表で御説明をいたします。

62ページをお開きください。



62ページ右側の下のほうでございますが、第4条第3項におきまして、園長が教育長の承認を得て休園日等の変更を行えることを規定しております。

63ページになりますが、幼稚園管理規則と整合を図るため、第5条、第6条、第7条として、園児の募集や入園の承諾、退園の届出について規定いたします。

また、第9条として、預かり保育について規定するとともに、学校管理規則や幼稚園管理規則に準用する事項や読み替え規定について定めております。

詳細につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

施行日につきましては、公布の日からいたします。

説明は、以上でございます。

**○志田教育長** それでは、委員より御質問等ございましたら、発言願います。

東小川委員。

**○東小川委員** 50ページ、改正案の第2条ですが、「市外に居住する満3歳から」という文言は、今回の改正で初めて入れた内容だと思います。これは市内から希望する者の欠員分を補う形で考えるのか、それとも、市内外一律に考えていくのか教えてください。

**○志田教育長** 鈴木参事兼幼児教育課長。

**○鈴木参事兼幼児教育課長** 以前の幼稚園管理規則では、水戸市立幼稚園については、市内に住所がある方だけを入園許可の対象としていましたが、このたび、認定こども園を導入することになりまして、小規模保育事業などから、3歳児が転園する際、市外の方であっても家や職場が近いということで水戸市内の認定こども園を希望される場合には、特例として認めるということです。

また、申し込みの段階で、水戸市への転入が決まっている方は、水戸市民として扱います。その場合は、住宅の契約書等を提出していただき、許可する手続となります。

**○志田教育長** 東小川委員。

**○東小川委員** 市内の方と市外の方の優先順位について教えてください。

**○志田教育長** 鈴木参事兼幼児教育課長。

**○鈴木参事兼幼児教育課長** 優先順位につきましては、保育所同様でございますが、市民優先になります。さらに、施設型給付費につきましては、住所がある市町村に水戸市が請求する形になります。

**○志田教育長** 市内の方が全員入園しても余裕がある場合に、市外の方も受け入れるということでしょうか。

鈴木参事兼幼児教育課長。

**○鈴木参事兼幼児教育課長** そうです。

**○志田教育長** 東小川委員。

**○東小川委員** 市報に掲載するときに、そのことをうまく説明する必要がありますね。

**○志田教育長** 鈴木参事兼幼児教育課長。

**○鈴木参事兼幼児教育課長** はい。認定こども園になりますと、利用者の範囲が広がりますので、広報できちんと周知してまいります。

**○志田教育長** 注釈も入れたほうが良いですね。市外の方は希望すれば全員入れるというわけではありませんから。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第11号、議案第12号及び議案第13号について採決いたします。

議案第11号、議案第12号及び議案第13号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第11号、議案第12号及び議案第13号は可決しました。

次に、議案第14号 水戸市立幼稚園処務規程、議案第15号 水戸市立幼稚園型認定こども園処務規程及び議案第16号 水戸市立幼保連携型認定こども園処務規程についてでございますが、これらの議案は関連がございますので、議案第14号から議案第16号までは一括して審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、鈴木参事兼幼児教育課長、説明願います。

○鈴木参事兼幼児教育課長 資料の67ページをお開きください。

議案第14号 水戸市立幼稚園処務規程について、御説明いたします。

関連がございますので、議案第15号 水戸市立幼稚園型認定こども園処務規程及び議案第16号 水戸市立幼保連携型認定こども園処務規程につきまして、一括して御説明いたします。

これまで、幼稚園につきましては、水戸市立学校管理規則第37条の規定に基づき、学校の事務処理について必要な事項を定めている水戸市立学校処務規程を幼稚園に準用しておりましたが、幼稚園型認定こども園や幼保連携型認定こども園を設置したことにより、新たに幼稚園処務規程を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、第1条として趣旨を、第2条として事務の代決を、第3条として代決の制限等を、第4条として文書取扱主任の設置を、第5条から第15条におきましては、文書の処理や発送、保存、管理、廃棄等について規定しております。

施行期日につきましては、公布の日からといたします。

次に、77ページ、議案第15号 水戸市立幼稚園型認定こども園処務規程につきましても、水戸市立幼稚園処務規程の例によるものといたします。

次に、79ページ、議案第16号 水戸市立幼保連携型認定こども園処務規程につきましては、先ほど説明いたしました水戸市幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正により、新たに規定されました事務処理について、必要な事項を定めるものでございます。

主な内容は、第2条として、園長が不在の場合の事務の代決を規定するとともに、そのほかの事項としては、幼稚園処務規程の準用や読み替え規定について定めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からといたします。

説明につきましては、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

今まで、幼稚園の処務規程はなかったのですか。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木参事兼幼児教育課長 これまでは、学校処務規程を幼稚園に準用していたのですが、幼稚園型認定こども園と幼保連携型認定こども園ができたことから、幼稚園として新たに規定するもので

ございます。

**○志田教育長** 第1条では、幼稚園管理規則が昭和55年に制定され、それに基づいて、今回は処務規程を定めるということですが、その当時に定めていてもよいもののような気がします。水戸市の幼稚園管理規則は学校管理規則に基づいて定めているのですよね。

鈴木参事兼幼児教育課長。

**○鈴木参事兼幼児教育課長** そうです。

**○志田教育長** 幼稚園管理規則が昭和55年に制定されているので、そのときに処務規程も定めたほうがよかったのではないかと考えます。通常、処務規程というのはあるものなのですよね。

東小川委員。

**○東小川委員** 幼保連携型認定こども園は、学校の範疇から外れるのですか。

**○志田教育長** 鈴木参事兼幼児教育課長。

**○鈴木参事兼幼児教育課長** 幼保連携型認定こども園は、学校であると同時に児童福祉施設としての性質も有するため、学校教育と保育の両方を備えております。

**○志田教育長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** ないようでございますので、議案第14号、議案第15号及び議案第16号について採決いたします。

議案第14号、議案第15号及び議案第16号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** 御異議なしと認め、よって、議案第14号、議案第15号及び議案第16号は可決しました。

次に、議案第17号 水戸市総合教育研究所条例施行規則等の一部を改正する規則について、説明願います。

湯澤総合教育研究所副所長。

**○湯澤総合教育研究所副所長** 81ページをお開き願います。

議案第17号 水戸市総合教育研究所条例施行規則等の一部を改正する規則について、御説明いたします。

内容につきましては、83ページの新旧対照表を御覧願います。

先ほど教育企画課長から説明がありましたとおり、総合教育研究所に教育研究課及び課内に情報教育係を設置するため、水戸市総合教育研究所条例施行規則について、規定を整備するとともに、副所長を廃止し、課長を置くことや、情報教育係の事務分掌等について規定を整備するものでございます。

あわせて、86ページでございますが、水戸市教育委員会職員の職名に関する規則について、副所長を廃止するとともに、指導主事の職名に課長補佐を追加するものでございます。

さらに、87ページでございますが、水戸市教育委員会公印規則については、公印の保管者を、他の組織にあわせ、所長から課長に変更するものでございます。

付則でございますが、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。

**○志田教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

東小川委員。

○**東小川委員** 聞き逃したのですが、情報教育係は、今まで学校施設課が所管していた情報教育に関する備品等の整備も全てこちらへ移管するということですか。

○**志田教育長** 湯澤総合教育研究所副所長。

○**湯澤総合教育研究所副所長** 東小川委員のおっしゃるとおり、学校施設課で担当していた情報教育に関する業務、パソコンの端末やLAN整備などを、総合教育研究所がすでに担当していた業務とあわせて情報教育係で担当するものでございます。

○**志田教育長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**志田教育長** ないようでございますので、議案第17号について採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**志田教育長** 御異議なしと認め、よって、議案第17号は可決しました。

次に、協議に入ります。

【協議(1) 水戸市子ども読書活動推進計画(第2次)(案)について：非公開】

【議案第18号 水戸市教育委員会職員の人事について：非公開】

○**志田教育長** 以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

三宅参事兼教育企画課長。

○**三宅参事兼教育企画課長** それでは、お配りしております次回以降の教育委員会会議等日程(案)について、御説明をいたします。

上から2つ目、第3回臨時会でございますが、3月31日水曜日の教職員辞令交付式終了後、総合教育研究所研究室7で開催予定でございます。

説明は、以上でございます。

○**志田教育長** その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**志田教育長** ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の臨時会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後5時55分 閉会

## 9 議決事項

議案第6号について原案可決

議案第7号について原案可決

議案第8号について原案可決

議案第9号について原案可決

議案第10号について原案可決

議案第11号について原案可決

議案第12号について原案可決  
議案第13号について原案可決  
議案第14号について原案可決  
議案第15号について原案可決  
議案第16号について原案可決  
議案第17号について原案可決  
議案第18号について原案可決